

朝鮮王族及公族支配、國元皇室
令發布件、對前電中七七號、以
于不取教申見電票、及ヒ方ル付、
德察、コトト信スルモ、爲又念、爲再舊意
見追申、却候、抑、韓國、近世、おテ著シ
ク、仁綱、頽廢シ、官中、府中、別ナリ、莫
概、凡、テ、之、ヲ、官中、収メ、巫ト、徒、難
筆、ト、お知シテ、官廷、ヲ、出入シ、國政、ヲ、窺、
乙、終、ニ、之、ヲ、攪、亂、スル、ヲ、至リシ、モノ、ニ、シテ、其、ノ、甚

近ナルモノハ、殊ニ妖魔窟ノ奇觀ヲ呈シ
常ニ初配ノ淵源ニ成リタル如ク當否
ノ事情ニ通スルモノ、皆首肯ナル所ナリ
二統監以テ創始以來當否者ハ之ヲ積
弊ヲ矯正スルニ全力ヲ注キ藝術官才
府中、別テ限定シ嚴重ニ其ノ官廷ニ看
視ヲ加ヘタルモノ猶ホ官廷ノ隱謀秘計
ヲ根絶スルニ至リテ近ク海牙ニ密使ヲ現
シタル如キ事ニ其ノ一例ナリ而シテ國體
一変シタル今日ニ於テ亦ホ之ヲ云爲スルハ

寧ニ杞憂ノ屬シ或ハ憂登ナリトテ後論起
ルヘキモ決シテ猶ホ由來常識ヲ以テ判
断ヲ下シ難キ當國情ニ在リハ亦官ハ此
後爲一層其ノ王室ノ監督ヲ嚴シク霸
束ヲ加フルコトハ政界上必要ナリト里考
ス依テ其ノ方法ヲ今日ヨリ確立シ置クニ
リ尤モ其ノ大勢ニ智テ朝鮮ノ王族及公
族ノ支配權ヲ國內省ニ屬スルハ其ノ性質
上當然トスルモノ其ノ監督權ヲ監督ニ委ニ
監督ハ直接ニ之ヲ監督ニ任シ其ノ費用ノ収

支家以、整理等一々之、固知る、途
ヲ開キ置クハ其ノ奸計ヲ絶テ濫費ヲ
防キ好シテ李王家ハ靖シテ之ヲ永久ニ
存續セシムルト同時ニ將來我統治政策
ノ發展上臺モ遺憾ナキヲ期セラルニ
ホウ久邇今日ノ問題ナル皇室令奏
布ノ一事ハ法久ノ内容其ノモノニおテ前
提ノ目的ヲ達セシカ爲周密ナル注意ヲ
要ス

終之ヲ既往ニ徹シテ韓國人ノ通性ト

レテ竊ニ辭柄ノ一端ヲ与ヘカ忽チ之ニ乘
レテ之ヲ利用シテ第一ノ僥倖者トスルモ
ノ往々レテ免カレス 従ハ即今ニおテ王
殿下ノ補弼ノ如ク果シテ吾内省説ヲ
レテ成立セシムカ (李ノ字ヲ冠セス唯
王ト稱ス) 彼ハ之ヲ奇貨トシテ朝鮮
在久字ヲ王字ニ冠セカトテ試ムルハ蓋シ
必務ナリトス 現ニ本日閣下相勅命ニ依
リ本官ヲ来訪シ皇帝ハ王ノ上ニ大宰ヲ
冠シ (大王ト稱ス) 日本ノ親王、王ト特殊

、別り明之旨トテ希望セラルル旨ヲ申
出シ、本官ハ之ニ對シ其ノ不可ナク所以
ヲ説明シ之ヲ拒絶セラルモ猶テ當國々
風力此ノ事ニ鑒ミテ他ヲ察スルニ餘
リト信ズ、故ニ適當トモ考査アラムコト
ヲ希望ス、

市道候補者

明治四十三年八月廿八日

寺内統監

桂紙附大臣殿

不

第一次ノ處分

一法令ニ關スルモノ

一條約

之ニ附從スル宣言及詔勅

二韓國皇室ニ關スル勅書

三朝鮮貴族令 (皇室令)

四朝鮮總督府設置ニ關スル件 (勅令)

五舊韓國軍人ニ關スル件 (勅令)

六治外法權撤去ノ結果ニ伴フ外國領事對テ通牒

陸軍省ノ來電ニ
依リ一節修正
外務省又ハ陸軍省
ヨリ通牒ノ事

三十三